

指摘事項に係る措置(具体的内容)

令和3年度定期監査(令和4年3月25日報告)

所管課等	指 摘 事 項	措 置(具体的内容)
人事課	<p>・予算執行について 管理職手当については、職員の給与に関する規則第2条の規定により、毎月支給することになっているが、支給していないものがあつた。</p>	<p>指摘のあつた給与支給事務につきましては、事実判明後に速やかに対応した結果、年度末に一括支給となつたものであり、チェック体制が不十分であつたこと、また職員の給与の支給に関する規則が不明瞭であつたことが原因であります。</p> <p>このため、前者については事務処理を複数人体制で確認するとともに、後者については実態に合わせて規則を改め再発防止に努めることといたしました。</p> <p>今後も根拠法令に基づき、適切な事務の執行に努めてまいります。</p> <p>令和4年3月29日措置通知 市長</p>
環境課	<p>・予算執行について 資源回収奨励金及び資源物回収協力者助成金の交付については、資源回収奨励金及び助成金交付要綱第7条の規定により、団体等に対して交付することになっているが、誤って二重払いしたものがあつた。</p>	<p>指摘のあつた奨励金及び助成金の二重払いにつきましては、事実判明後、速やかに返還を受けるとともに相手方に対し謝罪いたしました。</p> <p>二重払いが発生した原因は、申請の受理期間を年間3期に分けていたため、1期当たりの申請書類が多量となつていたこと、また確認体制が不十分であつたことと考えております。</p> <p>このため、要綱を改正のうえ申請書を随時受理し毎月ごとに支払処理を行うとともに、事務処理体制を複数人とするこゝで書類確認を徹底することといたします。</p> <p>今後も、再発防止及び適正な事務処理に努めてまいります。</p> <p>令和4年4月15日措置通知 市長</p>